

輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の輸入食品については、本日より食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を輸入者に対して実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
ベトナム産飲料（酒類を含む。） （別途指示する特定の製造業者により製造されたものに限る。）	サイクラミン酸(*)	今般、輸入者による自主検査の結果、我が国で使用が認められていない添加物であるサイクラミン酸の検出が確認されたため、検査命令を実施するものである。
フランス産レンズ豆	デルタメトリン(**)	今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、フランス産レンズ豆(***)から基準値(0.1ppm)を超えるデルタメトリンを検出(0.21ppm)したため、検査命令を実施するものである。

(*) 甘味料

(**) ピレスロイド系殺虫剤

(***) マメ科ヒラマメ属の1年生草本。

凸レンズの様な形態で、煮豆、スープ等に調理される。

<参考1>

(1) ベトナム産飲料の違反事例

品 名：ノニジュース（原料用果汁）

製 造 者：HUONG THANH LTD COMPANY.

輸 入 者：アメ横マーケット 棚原 常次

届出数量及び重量：250個、5,000 kg

検 出 値：サイクラミン酸 0.07 g/kg（基準：含有してはならない。）

届 出 先：那覇検疫所

違 反 確 定 日：平成16年7月23日

貨 物 の 状 況：全量、保税倉庫に保管中（廃棄又は積み戻し等の指示済み）

(2) フランス産レンズ豆の違反事例

○1件目の違反

輸 入 者：アクロス株式会社
届出数量及び重量：20カートン、120 kg
検 出 値：デルタメトリン 0.24ppm（基準値：0.1ppm）
届 出 先：成田空港検疫所
違 反 確 定 日：平成16年7月1日
貨 物 の 状 況：全量、自社倉庫に保管中
(廃棄又は積み戻し等の指示済み)

○2件目の違反

輸 入 者：株式会社ノーザンエクスプレス
届出数量及び重量：25カートン、150 kg
検 出 値：デルタメトリン 0.21ppm（基準値：0.1ppm）
届 出 先：成田空港検疫所
違 反 確 定 日：平成16年8月2日
貨 物 の 状 況：全量、自社倉庫に保管中
(廃棄又は積み戻し等の指示済み)

<参考2>

(1) ベトナム産飲料の輸入実績

(平成16年1月1日～8月1日：速報値)

品 目	届出件数(件)	届出重量(kg)	違反件数(件)
原料用果汁	21	232,364	1
他の清涼飲料水等	11	11,080	0
しょうちゅう	83	2,101,547	0
みりん	58	738,384	0
他の酒類	142	2,169,189	0
合 計	315	5,252,564	1

(2) (1)のうちHUONG THANH LTD COMPANY.からの輸入実績

(平成16年1月1日～8月1日：速報値)

品 目	届出件数(件)	届出重量(kg)	違反件数(件)
原料用果汁	5	15,134	1

(3) フランス産レンズ豆の輸入実績

(平成16年1月1日～8月1日：速報値)

届出件数(件)	届出重量(kg)	違反件数(件)	違反重量(kg)
16	19,098	2	270